

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年7月29日
【会社名】	日本風力開発株式会社
【英訳名】	Japan Wind Development Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚脇 正幸
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役専務 小田 耕太郎
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋二丁目5番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 塚脇正幸及び当社最高財務責任者代表取締役専務 小田耕太郎は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。

当社グループは、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定期的な取引等には必ずしも対応しない場合等があり、固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長 塚脇正幸及び当社最高財務責任者代表取締役専務 小田耕太郎は、事業年度末日である平成22年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して当社グループの内部統制の評価を行いました。

当社は、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかどうかを評価いたしました。

(1)財務報告に係る内部統制の評価の範囲の決定手続

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を評価の対象とし、当該評価範囲を決定した手順、方法等は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、以下の通りといたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲の決定にあたっては、当社グループは、当社を親会社として複数の連結子会社により構成されており、国内連結子会社の大部分は、取締役会非設置会社で、国内各地において風力発電事業及び風力発電機器装置の保守、メンテナンス事業を行うために設立を行った子会社であります。運営実態面も当社の取締役が代表取締役を兼任し、業務委託契約に基づき実質的に当社が国内連結子会社を運営していることから、全社的な内部統制における評価範囲は当社及び国内連結子会社といたしました。

また海外連結子会社5社は連結売上高（消去後）においても僅少であることからグループ全体に与える影響の重要性が乏しいと考え、評価範囲から除外いたしました。

上記の結果、当社グループを構成する連結の範囲を前提として検討を行い、当社及び国内連結子会社を内部統制における全社統制及び決算・財務報告に係る全社的な内部統制の評価対象といたしました。

(2)財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する評価手続

全社的な内部統制並びに決算・財務報告に係る全社的な内部統制の整備及び運用状況については、設定された評価項目に従い、諸規程、関連マニュアル及びチェックリスト等の整備、見直し、記録の検証等の方法により評価手続を実施いたしました。

個別業務プロセスの整備及び運用状況については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上高」「売掛金」「棚卸資産」の他に、重要性の大きい特定の取引又はリスクの高い取引、見積・予測に基づく取引、非定型・不規則取引等についても評価対象といたしました。具体的な評価方法としては、評価対象となる業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、必要な統制を導入した評価手順書を定め、内部統制の基本的要素が機能しているか評価手続を実施いたしました。

決算・財務報告に係る個別業務プロセスの整備及び運用状況についても、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、必要な統制を導入した評価手順書を定め、内部統制の基本的要素が機能しているか評価手続を実施いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記録した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

決算財務報告プロセスにおいて、当社は一時会計監査人による平成22年3月期決算の会計監査で、金融機関に支払済みの融資手数料の会計処理等につき、認識及び処理の修正の指摘を受けました。

上記事項は従前の会計処理においては是として認められていたものではあるものの、常に保守的な会計処理を行うという観点からは一時会計監査人の指摘も当然であると認識しております。また事業年度の末日までに是正されなかった理由は、上記事象が事業年度の末日以降に発生し、適切な内部統制への対応に必要な体制整備ができなかったためであります。

なお、一時会計監査人により指摘された事項は、いずれも修正しており、連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はありません。

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、上記事実に至った原因の追究、業務改善に努め、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備し、運用する方針であります。具体的には決算業務過程の問題点の見直し及び改善に取り組んでいく所存でございます。

4 【付記事項】

有価証券報告書及び内部統制報告書の提出遅延は前会計監査人との意見相違によるものであり、財務報告に係る内部統制の重大な欠陥には該当しないと判断いたしました。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。